

平成26年稲敷市農業委員会第4回総会

〔5月26日〕

- 
- 日程 1 会議録署名委員の指名について  
日程 2 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について  
日程 3 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について  
日程 4 制限除外の農地の移動届出について  
日程 5 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について  
日程 6 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について  
日程 7 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について  
日程 8 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について  
日程 9 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について  
日程 10 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更に対する進達意見決定について  
日程 11 現況証明願に対する証明書の交付について  
日程 12 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）

---

**本日の会異議に付した事件**

- 日程 1 会議録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号  
日程 3 報告第2号  
日程 4 報告第3号  
日程 5 報告第4号  
日程 6 議案第1号  
日程 7 議案第2号  
日程 8 議案第3号  
日程 9 議案第4号  
日程 10 議案第5号  
日程 11 議案第6号  
日程 12 議案第7号

---

**出席委員**

- |    |       |     |        |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 宮本昇君  | 17番 | 井戸賀吉男君 |
| 2番 | 関口邦子君 | 18番 | 山口幸一君  |

3番	蛭原	一君	19番	宮本	善助君
4番	村山	文雄君	20番	保科	進君
5番	篠崎	文雄君	21番	清原	寿君
6番	松本	文雄君	22番	加納	昭君
8番	川島	昇君	23番	飯塚	恒雄君
7番	吉岡	一仁君	24番	飯田	稔君
9番	小貫	和子君	25番	濱田	昭一君
10番	千勝	忠君	26番	沖野谷	秀雄君
11番	山崎	健一君	27番	永長	秀敏君
12番	坂本	富男君	28番	澤邊	雅之君
13番	秋本	精一君	29番	遠藤	一行君
14番	篠崎	文夫君	30番	糸賀	泰夫君
15番	坂本	一雄君	31番	山下	恭一君
16番	古澤	真和君	32番	高須	一郎君

---

#### 欠席委員

---

#### 出席説明委員

農業委員会事務局長	森川	春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島	伸生
農業委員会事務局係長	油原	雅人
農業委員会事務局主査	宮本	昭

---

#### ○会長（加納 昭君） 諸般の報告

5月14日（水） 稲敷地域農業改良推進協議会監査  
於 稲敷市役所東庁舎  
出席者 加納 昭

5月14日（水） 稲敷市農業公社理事会  
於 稲敷市役所東庁舎  
出席者 加納 昭

5月15日（木） 農業委員会会長事務局長会議  
16日（金） 於 大洗町

出席者 加納 昭，森川春樹事務局長

5月22日（木） 平成26年度稲敷郡農業委員会協議会総会  
於 阿見町

出席者 加納 昭，森川春樹事務局長

5月23日（金） 稲敷地域農業改良推進協議会総会  
於 稲敷市 沼里コミュニティセンター

出席者 加納 昭

---

午後3時開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、ただいまから、平成26年5月の稲敷市農業委員会総会を開催させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は32名です。全員出席でございます。よって農業委員会に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

---

#### 日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。会議録署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、28番、澤邊雅之委員，29番，遠藤一行委員の両名を指名いたします。

---

#### 日程 2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは審議に入ります。

報告第1号、「農地法第3条第3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）1ページをお開き願います。

報告第1号、「農地法第3条第3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番から4番までを一括して報告いたします。本届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において相続により農地を取得したものであります。権利の取得者はいずれも自作地として耕作をしており農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。内容の詳細につきましては、それぞれ議案書に記載のとおりでございます。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

---

### 日程 3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第2号、「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）2ページをお開き願います。

報告第2号、「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」でございます。

受理番号1番、佐原組新田字伊佐部、田1筆、1,474平方メートルでございますが、耕作者の都合により合意解約するものでございます。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これも、また、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

---

### 日程 4 報告第3号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第3号、「制限除外の農地の移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）3ページをお開き願います。

報告第3号、「制限除外の農地の移動届出について」でございます。

受理番号1番、市崎字下荒田、田1筆、135平方メートルでございますが、KDDI株式会社が携帯基地局の設置をするため届出があったものです。農地法施行規則第53条第1項第14号に基づくもので、添付書類は事務局で確認した結果問題ないものであります。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これも、また、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

#### 日程 5 報告第4号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第4号、「民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）6ページをお開き願います。

報告第4号、「民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について」でございます。

受理番号1番、龍ヶ崎税務署より照会のあったものでございます。上根本字八寸堀ほか4地区、田4筆、畑6筆、計10筆、5,643.55平方メートルでございますが、さる4月21日担当委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果いずれも農地法の農地に該当するため買受適格者証明を要する旨回答をいたしました。

受理番号2番、水戸地方裁判所龍ヶ崎支局より照会のあったものでございます。上馬渡字粉口屋敷畑、畑1筆、1,745平方メートルでございますが、さる4月21日担当委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果一部非農地部分を除いて農地法の農地に該当するため買受適格者証明を要する旨回答をいたしました。

受理番号3番、水戸地方裁判所龍ヶ崎支局より照会のあったものでございます。上馬渡字粉口屋敷畑、宅地1筆、2,085.95平方メートルでございますが、これもまた、さる4月21日担当委員と事務局で現地調査を行っております。農地法の農地に該当しないため買受適格者証明は要しない旨回答をいたしました。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これも、また、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

#### 日程 6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、

移転の許可について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）6ページをお開き願います。

説明の前に1か所訂正をお願いいたします。次7ページになりますが、受理番号8番の権利種別の欄ですが、賃貸借権と印字されていますが使用貸借権に、訂正よろしく願いいたします。それでは、説明いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について」でございます。売買による所有権移転8件，使用貸借権の設定1件の合計9件でございます。

受理番号1番，浮島字寄縄原，畑1筆，670平方メートルについてでございますが，受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

受理番号2番，本新，畑1筆，1，983平方メートルについてでございますが，受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

受理番号3番，中山字天神，田1筆，120平方メートルについてでございますが，受人が耕作地を買い受けるものでございます。

受理番号4番，上根本字松原下，畑1筆，297平方メートルについてでございますが，渡人が耕作できないため売渡すものでございます。

受理番号5番，上根本字松原下，畑1筆，91平方メートルについてでございますが，渡人が耕作できないため売渡すものでございます。

7ページをお開き願います。

受理番号6番，浮島字越地，田3筆，322平方メートルについてでございますが，受人が経営規模拡大のために買い受けるものでございます。

受理番号7番，阿波字阿波ほか2地区，田2筆，畑2筆，3，342平方メートルについてでございますが，受人が経営規模拡大のために買い受けるものでございます。

受理番号8番，結佐字下結佐，田2筆，7，767平方メートルについてでございますが，親子間で使用貸借権の設定をするものでございます。

受理番号9番，結佐字下結佐，田2筆，2，252平方メートルについてでございますが，受人が経営規模拡大のために買い受けるものでございます。以上9件の調査の結果は，全て報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり，受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお，添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

以上で，議案第1号 受理番号1番から9番までの説明をおわります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが調査委員の調査報告をお願いいたします。なお，受理番号1番について，宮本 昇委員より報告をお願いします。

○1番（宮本 昇君）1番宮本です。受理番号1番について報告いたします。5月22日に小貫委員と受人の調査をし，申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻，レンコンを栽培する農業者であります。農機具の所有状況は，トラクター1台，田植機1台，コンバイン1台，乾燥機1台しております。農業従事日数は210日であり

ます。経営面積は63アールであります。調査の結果受人は、農地取得の要件を満たしており報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、では次に受理番号2番について、関口委員より報告願います。

○2番（関口邦子君）2番関口です。受理番号2番について報告いたします。5月24日に保科委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、大根、牛蒡を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター4台、田植機1台、コンバイン2台、トラック2台を所有しております。農業従事日数ですが300日であります。経営面積は1,192アールであります。調査の結果、受人は農地取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号3番について、遠藤委員より報告願います。

○29番（遠藤一行君）29番遠藤です。受理番号3番について報告いたします。5月20日、山口委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は260日であります。経営面積は272アールであります。調査の結果、受人は農地取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号4番から5番について、吉岡委員より報告願います。

○7番（吉岡一仁君）7番吉岡です。受理番号4番、5番について報告いたします。5月19日に山口委員と受人の調査をしました。受人は主に水稻を栽培している兼業農家です。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、田植機1台を所有しております。農作業従事日数は150日あります。経営面積は91アールあります。調査の結果、受人は農地取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号6番について、小貫委員より報告願います。

○8番（小貫和子君）8番小貫です。受理番号6番について報告いたします。5月22日、宮本委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、レンコン、とうもろこしを栽培している農業者であります。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、農業用トラック1台を所有しております。農作業従事日数は250日あります。経営面積は218アールあります。調査の結果、受人は農地取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号7番について、秋本委員より報告願います。

○13番（秋本精一君）13番秋本です。受理番号7番について報告いたします。5月18

日、井戸賀吉男委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、農業用トラック2台を所有しております。農作業従事日数は189日であります。経営面積は76アールであります。調査の結果、受人は休耕地がありますが、利用計画書が提出されており、農地取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号8番から9番について、私、22番加納より報告をいたします。5月21日、坂本富男委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、大豆、ネギを栽培している農業者であります。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は120日であります。経営面積は341アールであります。調査の結果、受人は農地取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。つづきまして

受理番号9番について、同じように報告させていただきます。5月21日、坂本富男委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、ブロッコリを栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況ですが、トラクター4台、田植機1台、コンバイン1台、耕運機2台、乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は300日であります。経営面積は1,337アールであります。調査の結果、受人は農地取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます

。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか  
〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可決定いたしました。

---

日程 7 議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について



○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）8ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」でございます。水戸地方裁判所龍ヶ崎支部が行う競売物件に対する買受適格証明書の交付について2件でございます。

受理番号1番、高田字須賀、田2筆、9,366平方メートルについてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため競売参加を希望するものでございます。以上調査の結果は、全て報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

以上で、議案第2号の説明をおわります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について沖野谷委員より報告をお願いいたします。

○26番（沖野谷秀雄君）26番沖野谷です。受理番号1番について報告いたします。5月24日、飯塚委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機は委託でございまして。あと、耕運機を1台所有しております。農作業従事日数は150日であります。経営面積は602アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

日程 8 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定につ

いて

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第3号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）9ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、本新、田1筆、1、543平方メートルについてでございますが、申請人が太陽光発電システム用地に転用するものでございます。申請地は非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で、議案第3号の説明をおわります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について関口委員より報告をお願いいたします。

○2番（関口邦子君） 2番関口です。受理番号1番について、さる21日、保科委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、太陽光発電システム用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がからぬものであります。申請書類を確認しましたが問題ありません。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第3号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

日程 9 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定につ

いて

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第4号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君） 10ページをお開き願います。

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、桑山字後倉、畑2筆、491平方メートルについてでございますが、申請人が自己用住宅用地に転用するものであります。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番、桑山字中内、畑2筆、1,786平方メートルについてでございますが、申請人が太陽光発電事業施設用地として転用するものであります。

申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号3番、江戸崎字児松、畑1筆、344平方メートルについてでございますが、申請人が自己用住宅用地に転用するものであります。

申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号4番、市崎字下荒田、田2筆、494.98平方メートルについてでございますが、申請人が携帯基地局設置工事のため一時転用するものであります。申請地は、非線引き区域、農振農用地内、土地改良区域内であり、農地区分は第1種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号5番、西代字東田、田1筆、227平方メートルについてでございますが、申請人が自己用住宅用地に転用するものであります。申請地は、非線引き区域、農振農用地外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号6番、寺内字下の原、畑2筆、1,318平方メートルについてでございますが、申請人が建設機材置場として転用するものでございます。申請地は、市街化調整区域、農振農用地外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

11ページをお開き願います。

受理番号7番、橋向字橋向、田1筆、286平方メートルについてでございますが、申請人が従業員駐車場用地として転用するものでございます。申請地は、非線引き区域、農振農用地外、土地改良区域内除外済であり、農地区分は第1種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で、議案第4号、受理番号1番から7番の説明をおわります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。まず、受理番号1番から2番について、篠崎惣寿委員より報告をお願いいたします。

○5番（篠崎惣寿君） 5番篠崎です。受理番号1番について報告いたします。さる21日、松本委員と事務局で現地調査をしました。調査した結果は事務局の説明どおりで間違いはなく太陽光発電施設と、それから自宅用の用地として利用していたものであり、調査の結果間違いなく問題ありませんので、以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。2番もいまはじまった通りです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 次に受理番号3番について、松本委員より報告をお願いいたします。

○6番（松本文雄君） 6番松本です。受理番号3番について、さる21日、村山委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、自己住宅用地として利用していたものであり、周辺農地にも迷惑のかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） はい、次に受理番号4番について、飯塚委員より報告をお願いいたします。

○23番（糸賀泰夫君） 23番飯塚です。受理番号3番について、さる21日、高須委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、太陽光発電施設用地として利用するものであります。周辺農地にも迷惑のかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） はい、次に受理番号4番について、飯塚委員より報告をお願いいたします。

○23番（飯塚恒雄君） 23番飯塚です。受理番号4番について、さる21日、沖野谷委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、一時的に携帯基地局設置工事用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑のかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、次に受理番号5番について、保科委員より報告をお願いいたします。

○20番（保科 進君）20番保科です。受理番号5番について、さる22日、関口委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑のかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号6番について、古澤委員より報告をお願いいたします。

○16番（古澤真和君）16番古澤です。受理番号6番について、さる22日、川島委員と事務局2名で現地の調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおり、間違いはなく、建設機械資材用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑のかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号7番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○12番（坂本富男君）12番坂本です。報告書が違ってきます。

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）事務局です。一部訂正をお願いします。審査報告書の方なのですが、議案第4号、受理番号7番ですが、転用目的が従業員駐車場になります。面積286平方メートルでそのままです。転用計画が従業員駐車場として利用することで変更をお願いします。担当委員も坂本富男委員と沖野谷秀雄委員に訂正をお願いします。

○12番（坂本富男君）12番坂本です。受理番号7番について、さる21日、沖野谷委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、従業員駐車場として利用するものであり、周辺農地にも迷惑のかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第4号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

日程10 議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第5号、「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）12ページをお開き願います。

議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、浮島字八ツ頭、畑1筆、314平方メートルについてでございますが、申請人が許可後に管理小屋並びに駐車場用地へ変更するものでございます。申請地は、非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で、議案第5号の説明をおわります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。まず、受理番号1番について、宮本 昇より報告をお願いいたします。

○1番（宮本 昇君）1番宮本です。受理番号1番について報告いたします。さる22日、小貫委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなくすでに太陽光発電施設用地から管理小屋並びに駐車場用地として変更するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類を確認しましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第4号、「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

#### 日程11 議案第6号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第5号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本主査

○農業委員会事務局主査（宮本 昭君）13ページをお開き願います。

議案第6号、現況証明願に対する証明書の交付について、非農地証明書の交付4件でございます。

受理番号1番、伊佐部字伊佐部、田1筆、1,444平方メートルについての、登記地目変更の為の非農地証明証の交付でございます。申請地は、20年以上前より工場の敷地として利用されております。撮影年月日昭和59年12月29日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号2番、佐倉字新田、畑1筆、118平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明証の交付でございます。申請地は、20年以上前より物置の敷地として利用されております。撮影年月日昭和59年12月29日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号3番、新橋字清水、畑1筆、794平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明証の交付でございます。申請地は、20年以上前より自己住宅の敷地として利用されております。撮影年月日平成元年10月9日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号4番、西代字東田、田1筆、498平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明証の交付でございます。申請地は、20年以上前より倉庫の敷地として利用されております。撮影年月日平成2年11月5日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について蛭原夫委員より報告をお願いいたします。

○3番（蛭原 一君）3番蛭原です。受理番号1番についてご報告いたします。さる21日、永長委員と飯塚委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明どおりで間違いはなく20年以上前から工場敷地として利用されており、国土院発行の航空写真と合わせて確認をいたしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号2番について、澤邊委員より報告をお願いいたし

ます。

○28番(澤邊雅之君) 28番澤邊です。受理番号2番について、さる21日、宮本委員と松本委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明どおりで間違いなく20年以上前から物置敷地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(加納 昭君) はい、次に受理番号3番について沖野谷委員より報告をお願いいたします。

○26番(沖野谷君) 26番沖野谷です。受理番号3番について、さる21日、飯塚委員と坂本委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明どおりで間違いなく20年以上前から住宅敷地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(加納 昭君) はい、次に受理番号4番について保科委員より報告をお願いいたします。

○20番(保科 進君) 20番保科です。受理番号4番について、さる21日、関口委員と加納委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明どおりで間違いなく20年以上前から倉庫敷地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(加納 昭君) これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めません。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長(加納 昭君) はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第6号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり証明書を交付に賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(加納 昭君) 賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

## 日程12 議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長(加納 昭君) 続きまして、議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(利用権設定)」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐



○農業委員会事務局補佐（飯島伸生君） よろしくお願ひします。14ページをお開きください。

議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」です。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条 第1項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定が、3件、16筆、21,448平方メートル、再設定が2件、5筆、10,947平方メートルについての利用権の設定です。

新規設定分について、ご説明いたします。

受理番号1番、佐原組新田字佐原組ほか1地区、田7筆、8,825平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、3俵、設定を受ける者は、経営面積2,979アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数300日の認定農業者です。

受理番号2番、佐原組新田字伊佐部、田1筆、1,474平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、2.5俵、設定を受ける者は、経営面積4,799アールの水稻を作付けする農業生産法人です。

受理番号3番、八千石字八千石ほか1地区、田8筆、11,149平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積1,805アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、300日の認定農業者です。

受理番号4番、5番については、再設定ですので議案のとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法 第18条 第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしく、ご審議を お願いいたします。説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第7号、「稲敷市農用地利用計画に対する意見決定につて（利用権設定）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定しました。

---

○議長（加納 昭君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その

整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは異議なしと認めます。

これもちまして、平成26年5月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。  
ご苦労様でした。

午後3時57分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する。

議 長	加 納 昭	印
-----	-------	---

---

28番委員	澤 邊 雅 之	印
-------	---------	---

---

29番委員	遠 藤 一 行	印
-------	---------	---

---